

手数料、保証金に関する調査結果について

1. 手数料について

●調査対象

令和元年 12 月 1 日時点で土砂埋立て等に関する条例を制定している自治体の中から下記の自治体について調査を行った。

(1) 条例制定済みの全ての都道府県 (18 自治体)

(2) 条例制定済みの全ての政令市 (6 自治体)

また、政令市以外の市町村についても、手数料に関する情報の収集を行うため、手数料の徴収を規定している市町村 (12 自治体) について、調査を行った。

●調査結果について

① 都道府県及び政令市の状況

都道府県では 11 自治体が手数料を規定していた。また、政令市においては、3 自治体が手数料を規定していた。

なお、大阪府では手数料を規定していなかった。

② 手数料の金額について

都道府県、政令市、その他手数料の徴収を規定している市町村の手数料の金額については、20,000 円～132,000 円であったが、50,000 円前後に設定している自治体が多かった。

③ 都道府県と市町村の関係について

手数料を規定している都道府県と市町村（政令市含む）の関係を調べたところ、下記の通りであった。

(1) 属する都道府県にも同様に手数料が規定されている

: 12 自治体（うち 1 自治体が政令市）

(2) 属する都道府県の条例には手数料が規定されていない

: 3 自治体（うち 2 自治体が政令市）

※うち 2 自治体は都道府県条例なし

なお、大阪府下の市町村で土砂埋立てに関する手続きに手数料を徴収している自治体はなかった。

●手数料を規定する若しくはしない理由について

① 採用した主な理由

- ・発生する事務に対する費用として手数料を徴収
- ・都道府県との整合性を保つため

② 採用しなかった主な理由

- ・条例における行為許可制度は私権を制限する制度のため、その制限を解除するための手続きに手数料を課すべきではないと考えるため。
- ・災害の防止と生活環境の保全に資することを目的としており、受益者に広く住民等が含まれると解し、申請者等、特定の者だけのために行っている事務ではないと考えるため。
- ・都道府県や周辺自治体との整合性を保つため

2. 保証金について

●調査対象

令和元年12月1日時点で土砂埋立て等に関する条例を制定している自治体の中から下記の自治体について調査を行った。

(1) 条例制定済みの全ての都道府県（18自治体）

(2) 条例制定済みの全ての政令市（6自治体）

また、政令市以外の市町村についても、保証金に関する情報の収集を行うため、保証金の徴収を規定している市町村（5自治体）について、調査を行った。

●調査結果について

① 都道府県及び政令市の状況

都道府県では保証金を規定している自治体はなく、政令市においては、1自治体が保証金を規定していた。

② 保証金の金額について

政令市、その他保証金の徴収を規定している市町村の保証金の金額については、1 m³当たり20円～400円と埋め立て量に比例して保証金も増加するものとなっているほか、さらに一律で一定額（300万円～1,000万円）を徴収する自治体もあった。

●保証金を規定する若しくはしない理由について

① 採用した主な理由

- ・土砂等の埋立て等の適正な履行を担保するため

② 保証金制度を採用しなかった主な理由

- ・違反等があった場合は、条例で罰金や懲役の罰則が規定されているため。
- ・不適正な埋め立てがあった場合に、それに対処できるだけの保証金となると、多額となり、事業者の負担となることから、事業の禁止につながり、不相当と考えた。
- ・保証金により事業を行える者を限定することよりも、適正に事業を履行させることが重要であることから、計画どおりに遂行するに足る資力や信用があるかどうかについて事前に確認することが適当であるため。